

令和4年8月1日

令和3年度ハラスメントに関する概要について

(ハラスメント防止・対策委員会)

1 令和3年度の委員会活動状況

- (1) 開催回数 4回(8月・12月・1月・3月)
- (2) 審議事項
 - ①令和2年度ハラスメント相談員連絡会議について(年次報告)
 - ②令和2年度のハラスメント防止対策について(報告)
 - (1)ハラスメント学外相談員による相談の実施
 - (2)部局ごとのハラスメント防止研修会の実施
 - ③令和3年度のハラスメント防止対策(依頼)
 - (1)ハラスメント学外相談員による相談の実施
 - (2)部局ごとのハラスメント防止研修会の実施
 - ③ハラスメント関係規程の改正について(承認)
 - ④ハラスメントに関する申立てに対する審議(9件)

2 今後の課題等

- ・ハラスメント教職員相談員及びハラスメント学外相談員の制度周知及び相談員の技術向上
- ・受講者のハラスメントへの意識付けを高める防止研修会の実施

3 資料

- ・リーフレット『ハラスメントの防止と解決のために』
- ・ハラスメント学外相談員制度のお知らせ
- ・令和3年度ハラスメント防止研修会の実施結果
- ・ハラスメント防止・対策委員会ニュースレターNo.11、12

(参考) 静岡県公立大学法人第3期中期計画(抜粋)

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

2 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・ハラスメントの根絶を目指し、相談窓口体制の充実や重層的な研修会等の実施により、防止・救済対策の強化を図る。(No. 82)

ハラスメント学外相談員制度のお知らせ

本学では、学内の教職員による相談制度のほか、学外相談員を配置して、ハラスメント相談に対応しています。

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントに関する相談を、学外の相談員が面談及び電話等で受け付けます。

〔※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、対応が異なる場合がありますので、詳細は大学ホームページ、ユニバーサルパスポートによるメール配信内容を御確認ください。〕

学生の方も教職員の方も相談できます。匿名でも相談できます。秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

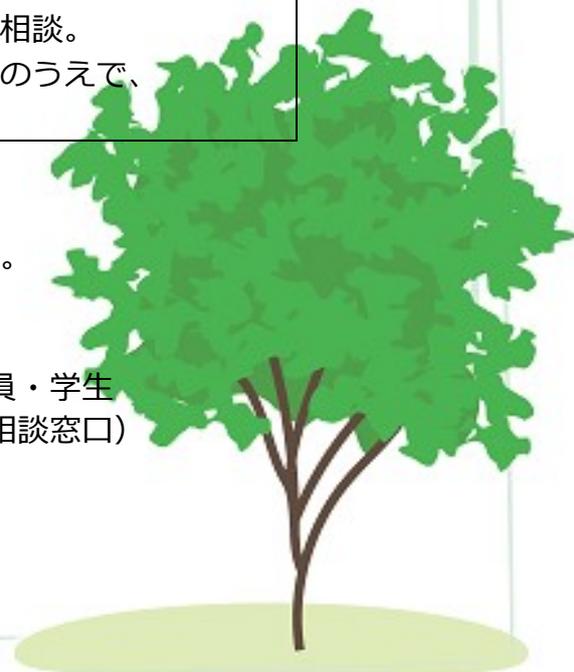
- 相談員：鈴木 美紀
- 開催日：<草薙キャンパス> 原則として毎週1回
<小鹿キャンパス> 原則として毎月2回
※毎月末、次月の日程を、大学ホームページ、ユニバーサルパスポートによるメール配信でお知らせします。
- 時間：10:00～17:00
- 場所：<草薙キャンパス> 図書館2階AV送出センター
<小鹿キャンパス> 事務・図書館棟1階学生相談室
- 申込方法：開催日に電話又は事前に電子メールにて、相談の日時を予約してください。

※コロナ感染症対策のため、当面の間、以下のとおり対応いたします。

- 電子メールで事前予約を入れてください。
- 基本は、学外相談員から指定のあった日時に電話相談。
- 対面相談を希望する場合は、感染防止対策に配慮のうえで、原則として30分以内といたします。

- 電話：<草薙キャンパス> 054-264-5811
<小鹿キャンパス> 054-202-2613
※開催日に電話で相談することもできます。
- E-mail：hmsoudan@u-shizuoka-ken.ac.jp

詳細については、大学ホームページ（学内専用>教職員・学生専用>様式・規程・各種マニュアル等>ハラスメント相談窓口）をご覧ください。



令和3年度ハラスメント防止研修会の実施・計画状況 (R4.3.31 現在)

部局名	開催日時・内容	講師	対象人数	受講人数		受講率
				研修会	動画視聴等 個別対応	
(1) 薬学部	11月1日(月) 17:00~17:30 ZOOM 研修ビデオ視聴 「アカハラで悩んだとき—あなたならどうする?—」 「アカハラといわれなかったために—コミュニケーション・スキル・アップの実際—」(企画・制作:NPO アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク (NAAH))		76	67	9	100%
(2) 食品栄養科学部	厚生労働省あかるい職場応援団 パワーハラスメント オンライン研修受講 (11月9日~12月31日)		55		55	100%
(3) 国際関係学部	11月16日(火) 14:00~15:15 ZOOM 「コロナ禍の中のハイブリッド教育におけるハラスメントの防止」	NPO法人アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク 御興久美子 代表理事	56	52	4 (講演資料配布)	100%
(4) 経営情報学部	厚生労働省あかるい職場応援団 パワーハラスメント オンライン研修受講 (12月11日~12月31日)		31		24	77%
(5) 看護学部	厚生労働省あかるい職場応援団 パワーハラスメント オンライン研修受講 (8月4日~1月31日)		50		47	94%
(6) 県大事務局	2月14日(月) 13:15~14:15 ZOOM 「大学におけるハラスメント及びその予防と対策」	公益財団法人21世紀職業財団 客員講師 増田和芳 氏	90	74	16 (講演資料配布)	100%
(7) 短期大学部・事務部	5月20日(木) 15:15~16:30 講堂 「ハラスメントのない大学づくりを目指して」	弁護士法人静岡法律事務所 弁護士 植松真樹 氏	51	40	11	100%



みなさん、こんにちは。静岡県立大学では、2020年の労働関係法令の改正に対応して、今年4月に、ハラスメントに関する規程を改正し、ハラスメントの定義が広がりました。

この拡大されたハラスメントの考え方の一つ「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」について、取り上げます。

「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」を追加しました

上司・同僚からの「妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動」により、妊娠・出産した女性職員や育児休業等を申出・取得した職員の就業環境が害されること

状態に対する嫌がらせ型

①不利益な取扱いを示唆する言動

(例) 上司に妊娠を報告したところ、「他の人を雇うので辞めてもらうしかない」と言われた。

②妊娠や介護等そのものに対する言動

(例) 上司や同僚に「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった」「いつ介護で休むかわからないので、仕事を任せられない」「介護は、奥さんがやればよい」などと繰り返しに言われ、苦痛に感じている。



制度等の利用に対する嫌がらせ型

①不利益な取扱いを示唆する言動

(例) 上司に育児休業の取得を相談したところ、「次の昇進はないと思う」と言われた。

②制度の利用を阻害する言動

(例) 上司に育児休業の取得について相談したところ、「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」と言われ、取得をあきらめざるを得ない状況になっている。

(例) 介護休暇を請求する旨を周囲に伝えたところ、同僚から「自分なら請求しない。あなたもそうすべき」と言われ、取得をあきらめざるを得ない状況に追い込まれた。

③制度を利用したことに対する言動

(例) 上司や同僚に「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。」「介護休暇など迷惑だ。責任感が足りない。」などと継続的に言われ、苦痛に感じている。

業務分担や安全配慮等の観点から客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものは、ハラスメントには該当しません。

<業務上の必要性に基づく言動の例①>

意向を確認の上、業務の都合を調整しながら「変更の依頼や相談」をすること

- 参加してほしい会議があるので、次の妊婦検診の日程を調整できるでしょうか？
- 業務の都合のため、育児休業の取得期間を確認させてください。
- × 忙しいから、介護休暇の日程を変更しなさい。

<業務上の必要性に基づく言動の例②>

「妊娠中もこれまでどおりに勤務を続けたい」という意欲があっても、客観的に見て体調が悪い場合に、業務量の削減や業務内容の変更を打診すること

- 具合が悪そうだから、医務室で休んだら？
- 長時間勤務で負担が重いので、業務量を減らそうと思うが、どうでしょうか。
- × つわりがひどいなら、辞めてしまえばいいのに…。

相談員に相談してみよう！



「これってハラスメントかな？」「気になることがある」と思ったら、ひとりで悩む前にハラスメント相談員（教職員相談員・学外相談員）に相談してみましょう。

「相談したいけれど、大事になってしまうのでは？」と心配して、相談を躊躇している人もいます。相談の流れについて簡単にご紹介します。

①まずは、メールで予約

メールの予約を受けた相談員は、相談日時や場所を調整します。

相談員は、各学部・大学院教員や事務局職員の相談員（毎月末にユニパに掲載する「学外相談員相談日のお知らせ」に教職員相談員一覧や連絡先を掲載しております。）のほか、各学部・大学院や事務局に所属していない「学外相談員制度」があります。なお、匿名での相談も可能です。

②予約日に相談する

相談員は、あなたの話をじっくりとおうかがいます。

相談員には、守秘義務があります。秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

気になることについて、あなたはどうしたいのか（とりあえず話を聞いてもらうだけでもいい、指導教員に伝えて欲しいなど）相談員とともにゆっくり考えていきましょう。

③（相談の結果）何かアクションを起こしたいとき

相談員と考えていくうちに、あなたの気持ちがまとまったら、その希望に沿って動いていきます。相手方との間に直接介入することはできませんが、例えば、修学・就業環境を整えるよう学部・大学院などに相談をつなげること、心理面のケアのためカウンセラーに相談をつなげることなどが挙げられます。

相談員は、あなたに確認してから動きますので、知らない間に何かが始まるということはありません。

なお、相談したことを相手方に知られたくない、知られたらどうしよう…と不安になることもありますが、調整することなどで起こりうる「二次被害」が避けられるように、慎重に対応します。

④（対応の結果）申立てを起こしたいとき

調整が不調に終わる、または状況が改善されないなど、相談員による対応が難しい場合は、あなたのご意向を受けて、次のステップ（ハラスメント委員会への申立て）の取次ぎを行います。

相談員は、申立て後の手続きやハラスメントかどうかの判断には、直接関わりませんが、申立て後も事実調査が行われる際など不安がありましたら、一人で抱え込まずに相談してください。

学外相談員によるハラスメント相談のお知らせ

草薙キャンパスでは週1回、小鹿キャンパスでは月2回、学外相談員がハラスメントに関する相談を電話又は面談により受け付けています。相談日は毎月、HP、メール及び Web 学生サービス支援システムにてお知らせします。コロナ禍にあるため、必ず事前の相談希望日時の予約をお願いしております。秘密は厳守しますので安心してお気軽にご相談ください。

【予約専用 E-mail】 hmsoudan@u-shizuoka-ken.ac.jp



静岡県立大学ハラスメント防止・対策委員会
ニュースレター2022年1月発行 NO.12



みなさん、こんにちは。昨年12月のニュースレターNo.11では、昨年4月のハラスメントに関する規程改正のうち、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」の考え方を取り上げました。

今回は、「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」について、取り上げます。

セクシュアル・ハラスメントの例に「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」を追加しました

- 該当例1 性的指向や性自認を詮索する
- 該当例2 性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とする
- 該当例3 性的指向や性自認を本人の承諾無しに暴露する(第三者に漏らす)

LGBTへの理解を深めましょう！

- LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（「からだの性」と「こころの性」が一致せず、違和感をもっている人）の総称で、性的指向（どのような性別の人を好きになるか Sexual orientation）や性自認（自分の性をどのように認識するか Gender identity）において少数派に属する人々のことです。
- また、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人、自分自身の性を決められない・分からない人などさまざまな人々（Questioning）を含めるという意味で、LGBTQまたはLGBTQ+と表現することも増えています。
- LGBTは人口の中では少数派に属しますが、多様な性の1つであり、異性愛者が正常・自然で、LGBTが異常・不自然ではありません。
- 東京の大学院の男性が、同級生の男性に恋愛感情を伝えたところ、同性愛者であることを同級生に暴露され、自殺する事件がありました。このような事件は二度とあってはなりません。
- 「ホモ」「オカマ」「男（女）らしくない」「どこかおかしいのでは」「問題があるのでは」「気持ち悪い」など性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動は、セクハラに該当し得るものです。
- まずは、性は多様であり、個人の尊厳に関わる大切な問題であると認識することが必要です。
- 自分自身の考え方や認識を今一度確認し、性的指向や性自認に関する偏見やハラスメントにつながるものはないかを考え、LGBTについて正しく理解するようにしましょう。

（参考資料：法務省ホームページ／よくわかるLGBT（PHP））

学外相談員によるハラスメント相談のお知らせ

草薙キャンパスでは週1回、小鹿キャンパスでは月2回、学外相談員がハラスメントに関する相談を電話又は面談により受け付けています。相談日は毎月、HP、メール及びWeb学生サービス支援システムにてお知らせします。コロナ禍にあるため、必ず事前の相談希望日時の予約をお願いしております。秘密は厳守しますので安心してお気軽にご相談ください。

【予約専用E-mail】 hmsoudan@u-shizuoka-ken.ac.jp